

法と経済学会・通常総会

日時：2017年7月9日（日）13:15～13:45

場所：東洋大学 白山キャンパス
6号館 6211教室

次 第

1. 開 会

2. 議長選任

3. 審 議

- 第1号議案 2016年度収支決算
- 第2号議案 会則の変更について

4. 報 告

- 報告事項1 2016年度事業報告
- 報告事項2 2017年度事業計画
- 報告事項3 2017年度収支予算
- 報告事項4 個人情報保護の適正な取扱いに関する内規について
- 報告事項5 総務委員会委員の変更について

5. 事務連絡

6. 閉 会

資 料

- 資料1 第1号議案 2016年度収支決算
- 資料2 第2号議案 会則の変更について
- 資料3 報告事項1 2016年度事業報告
- 資料4 報告事項2 2017年度事業計画
- 資料5 報告事項3 2017年度収支予算
- 資料6 報告事項4 個人情報保護の適正な取扱いに関する内規について
- 資料7 報告事項5 総務委員会委員の変更について

3. 審 議

総会資料 1

第 1 号議案 2016 年度収支決算

自 2016 年 4 月 1 日
至 2017 年 3 月 31 日

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
会費収入	正会員会費収入	3,050,000	2,391,000	△ 659,000
	賛助会員会費収入	120,000	90,000	△ 30,000
	会員外査読料等	20,000	42,000	22,000
	小計	3,190,000	2,523,000	△ 667,000
寄付金収入	寄付金収入	10,000	0	△ 10,000
雑収入	全国大会収入	50,000	32,000	△ 18,000
	受取利息等	1,000	32	△ 968
	小計	51,000	32,032	△ 18,968
当期収入合計 (a)		3,251,000	2,555,032	△ 695,968
前期繰越収支差額		1,697,544	1,697,544	0
収入合計 (b)		4,948,544	4,252,576	△ 695,968

支出の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
管理費	事務局委託費	1,764,000	1,714,000	△ 50,000
	会議費	50,000	56,194	6,194
	旅費交通費	55,000	80,000	25,000
	通信運搬費	30,000	41,872	11,872
	消耗品費	5,000	23,750	18,750
	印刷費	10,000	0	△ 10,000
	支払手数料	80,000	88,236	8,236
	小計	1,994,000	2,004,052	10,052
事業費	全国大会費	400,000	227,802	△ 172,198
	機関誌発行費	100,000	145,220	45,220
	名簿発行費	0	0	0
	研究会費	50,000	0	△ 50,000
	諸謝金	50,000	87,160	37,160
	小計	600,000	460,182	△ 139,818
予備費	雑費(予備費)	50,000	0	△ 50,000
当期支出合計 (c)		2,644,000	2,464,234	△ 179,766

当期収支差額 (a)-(c)	607,000	90,798	—
次期繰越収支差額 (b)-(c)	2,304,544	1,788,342	—

監査報告

監査の結果、適正に処理されていることを確認いたしました。

2017 年 6 月 16 日

監 事 畠中 薫里

監 事 荒田 映子



貸借対照表

2017年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債・繰越の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	3,502,342	【流動負債】	1,714,000
普通預金	3,502,342	未払い金 *1	1,714,000
現金	0	預り金 *2	0
【固定資産】	0	【固定負債】	0
		負債合計	1,714,000
		次期繰越金	1,788,342
		繰越資産合計	1,788,342
合計	3,502,342	合計	3,502,342

*1: 未払い金＝事務局業務委託費

*2: 預り金＝査読者源泉徴収税預り金

【参考 収支予算・決算に関する手続きについて】

- ・第20回理事会（2016年7月2日、東工大）において、会則第22条により収支予算は総会の議決事項であり、4月1日より総会（7月）までは予算を執行できないこととなることが審議され、予算について理事会承認により執行することとした。
- ・以上を背景に、2016年11月6日開催の通常総会（於：熊本大学）にて会則（第22条）を変更し、事業計画、収支予算並びに事業報告を理事会議決事項とすることを議決した。
- ・以上に基づき、2017年度予算について、総務委員会（2017年3月21日）にて審議・確認のうえ、理事会メール審議により理事会承認を得た。（2017年度予算は、報告事項3）

会則（第22条）変更の内容

（旧）

（議決事項）

第22条 総会では、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

（新）

（議決事項）

第22条 総会では、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 収支決算に関する事項
- (2) その他理事会が必要と認めた事項

- ・決算案の監査・承認手続きは、第20回理事会（2016年7月2日、東工大）にて理事会が決算案の機関決定を総務委員会に委任し、総務委員会より監事に監査を依頼する手続きとされ、総務委員会（2017年5月25日）にて審議・決定した決算案について、監事より監査報告を得たものである。

第 2 号議案 会則の変更について

1) 理事会の定足数について : 新条文の追加

①背景等

- ・これまで、会則に理事会の定足数に関する定めがなかった。
- ・理事会、総務委員会における審議の結果、理事会の定足数を「委任状を含め過半数の出席」として定めることとし、第 18 条として、新たな条文を追加する。

②変更内容（案）（条文追加：第 18 条）

（新：条文追加）

（理事会）

第 18 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 理事会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって行う。

3 議決権の行使は、他の出席理事に委任することができる。

4 前項による委任は出席とみなす。

（本条文追加に伴い、現会則第 18 条以降の条番号及び引用条文番号を修正）

【参考】

都市住宅学会 会則（公益法人移行以前）の関係条文

（理事会の定足数等）

第 23 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

組織学会 会則の関係条文

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 5 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

3 評議員会は、評議員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 会議における議決事項は、第 25 条第 5 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会議の構成員（総会における各正会員、理事会における各理事および評議員会における各評議員をいう。以下同じ。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（決議）

第 29 条 会議の構成員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した構成員は、前 2 条及び次第第 1 項の適用については、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない

2) 議決権行使の委任の方法について（「書面をもって」の記載）

①背景等

- ・電磁的方法（メール等）による委任状提出が一般化している。
- ・このため、現会則第23条第2項における「書面をもって」を削除する。

②変更内容（案）

（旧）

（議決）

第23条 総会は、正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

2 議決権の行使は、書面をもって、他の出席正会員に委任することができる。

3 前項による委任は出席とみなす。

（新）：第2項において「書面をもって」を削除

（議決）

第23条 総会は、正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

2 議決権の行使は、他の出席正会員に委任することができる。

3 前項による委任は出席とみなす。

【参考】

会則変更に係る法と経済学会会則の定め

第7章 雑則

（会則の変更）

第26条 この会則を変更しようとするときは、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない

報告事項 1 2016 年度事業報告

【2016 年度の活動】

法と経済学会は、2016 年度通常総会(2016 年 11 月 6 日、熊本大学)において承認された事業計画に基づき、以下のような活動に取り組んできた。

1. 通常総会の開催

通常総会を 2016 年 11 月 6 日(日)熊本大学黒髪北地区文法学部本館(熊本県熊本市)にて開催した。

(参加者 112 名 委任状含む)

【審議及び報告事項】

- 第 1 号議案 2015 年度事業報告
- 第 2 号議案 2015 年度収支決算
- 第 3 号議案 2016 年度事業計画
- 第 4 号議案 2016 年度収支予算
- 第 5 号議案 会則の変更について
- 第 6 号議案 2016 年度役員について

議長として、2015 年度会長古城誠氏が選任され、第 1 号議案から第 6 号議案まで異議無く賛成多数で原案通り承認可決された。

2. 全国大会等の開催

2016 年 7 月に熊本大学にて開催を予定していた 2016 年度全国大会について、震災により延期したため、講演会・報告会を 2016 年 7 月 2 日(土)に東京工業大学大岡山キャンパスにて開催した。(特別講演 1 題、一般研究発表 2 題)

2016 年度(第 14 回)全国大会を 2016 年 11 月 5 日(土)～6 日(日)に、熊本大学黒髪北地区にて開催した。(延参加者 142 名)

(特別講演 2 題、パネルディスカッション 3 題、一般研究発表 12 題)

3. 学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)』の査読

『法と経済学研究(Law and Economics Review)』への投稿論文の査読を進めた。

4. 情報提供発信

学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)12 巻 1 号』をオンラインジャーナルとして発刊した。

5. 理事会等の開催

総務委員会、企画運営委員会、編集委員会及び教育・普及委員会の体制により、法と経済学に関する学術研究を推進した。

理事会等の開催状況は次のとおり。

2016 年 6 月 22 日(水)	総務委員会・企画運営委員会	東京大学
2016 年 7 月 22 日(土)	理事会	東京工業大学
2016 年 11 月 6 日(日)	理事会	熊本大学
2017 年 3 月 21 日(火)	総務委員会・企画運営委員会	東洋大学
2017 年 5 月 25 日(木)	総務委員会・企画運営委員会	東洋大学

6. 会員状況 (2017年3月31日現在)

正会員数 459名(内, 一般:418名, 学生:41名)

(参考 2016年度末正会員数 464名(内, 一般: 423名, 学生: 41名)

賛助会員数 4社(4口)

以上

総会資料4

報告事項2 2017年度事業計画

1. 全国大会、シンポジウム等の開催

会員相互の交流のため、2017年7月に全国大会を開催するほか、適宜、シンポジウム、セミナー(法と経済学勉強会)等を開催する。

2. 機関誌の刊行

電子メディアの活用を図りつつ、学会誌「法と経済学会誌(ニューズレター)」を定期的に刊行する。
なお、会員のニーズを踏まえて、必要な場合には印刷発行を行う。

3. 法と経済学に関する学術研究の推進

学術論文の投稿・審査制度を運用し、機関誌「法と経済学研究 (Law and Economics Review)」に掲載するほか、研究会の設置等により、法と経済学に関する学術研究を推進する。

報告事項 3 2017 年度収支予算

自 2017年4月1日

至 2018年3月31日

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	予算額	前年度予算	増減
会費収入	正会員会費収入	3,050,000	3,050,000	0
	賛助会員会費収入	90,000	120,000	△ 30,000
	会員外査読料等	20,000	20,000	0
	小計	3,160,000	3,190,000	△ 30,000
寄付金収入	寄付金収入	10,000	10,000	0
雑収入	全国大会収入	50,000	50,000	0
	受取利息等	1,000	1,000	0
	小計	51,000	51,000	0
当期収入合計 (a)		3,221,000	3,251,000	△ 30,000
前期繰越収支差額		1,788,342	1,697,544	90,798
収入合計 (b)		5,009,342	4,948,544	60,798

支出の部				
大科目	中科目	予算額	前年度予算	増減
管理費	事務局委託費	1,764,000	1,764,000	0
	会議費	50,000	50,000	0
	旅費交通費	5,000	55,000	△ 50,000
	通信運搬費	40,000	30,000	10,000
	消耗品費	5,000	5,000	0
	印刷費	10,000	10,000	0
	支払手数料	80,000	80,000	0
	小計	1,954,000	1,994,000	△ 40,000
	事業費	全国大会費	400,000	400,000
機関誌発行費		130,000	100,000	30,000
名簿発行費		0	0	0
研究会費		50,000	50,000	0
諸謝金		50,000	50,000	0
小計		630,000	600,000	30,000
予備費	雑費(予備費)	50,000	50,000	0
当期支出合計 (c)		2,634,000	2,644,000	△ 10,000

当期収支差額 (a)-(c)	587,000	607,000	—
次期繰越収支差額 (b)-(c)	2,375,342	2,304,544	—

報告事項 4 『個人情報保護の適正な取扱いに関する内規』について

①背景等

5月30日施行の改正個人情報保護法等に基づく個人情報等の管理について、学会として対応する必要がある。

具体的には、個人情報に係る管理規定を策定してそれに基づいて個人情報の管理を実施することが求められる。

本件について、神田副会長のご提案を受け、細江会長のご確認のもと下記の文案を作成し、会長告示として5月30日より運用を開始した。

本日開催（7月9日（日））の理事会の承認をもって施行を開始したい。

②内容

個人情報の適正な取扱いに関する内規

法と経済学会（以下「本会」という。）は、以下の方針により、個人情報（特定個人情報を含む。）の適正な取扱いの確保に努める。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

本会は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」等を遵守して、個人情報の適正な取扱いを行う。

2. 安全管理措置に関する事項

本会は、個人情報について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じる。

付則 この内規は、平成29年7月9日から施行する。

以上

報告事項 5 総務委員会委員の変更について

①背景等

- ・2014年7月13日開催の第18回理事会にて設立された総務委員会の構成メンバーは、理事会・常務理事会の運営管理を業務内容とすることから、会長、副会長を含む理事をとっている。
- ・2016年度総会をもって、古城先生は会長を退任され、細江先生が新会長に、神田先生が新副会長にご就任された。
- ・以上を踏まえ、古城先生と神田先生のご意向を打診した結果、古城先生は『総務委員を退任』するとのことを示され、神田先生には委員への就任をご快諾いただいた。

②総務委員会委員

- ・以上に基づき、総務委員会のメンバー構成を以下とする。

「法と経済学会」総務委員会 委員		
(氏名 50音順、敬称略)		
委員長	村松 幹二	駒澤大学経済学部教授
副委員長	久米 良昭	株式会社アキュラホーム 住生活研究所研究員
委員	太田 勝造	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委員	清水 剛	東京大学大学院総合文化研究科准教授
委員	福井 秀夫	政策研究大学院大学教授
委員	細江 守紀	熊本学園大学経済学部特任教授

(注) アンダーラインは新任

参考：総務委員会の業務内容例

- ①理事会・常務理事会の運営管理
- ②会計、経理業務の監督
- ③会員の入退会管理
- ④規約等整備等
- ⑤委員会相互間の連絡調整 等

(参考資料)

法と経済学会・会則（全文）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、法と経済学会（Japan Law and Economics Association）という。

（事務局）

第2条 本会は、事務所を東京都に置く。

（支部）

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、法と経済学に関する研究及び研究者相互の協力を促進するとともに、外国の関連学会との連携を図ることを目的とする。

（事業）

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究者の連絡及び協力促進
- (2) 研究会及び講演会の開催
- (3) 機関誌その他の図書の刊行
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 関連学会との連絡提携
- (6) 法と経済学に関する国際的な交流
- (7) 法と経済学に関する教育
- (8) 前各号のほか、本会の目的を達成するため理事会が適当と認める事業

第3章 会員

（会員の種別）

第6条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会した本会の事業を賛助する個人又は法人その他の団体
- (3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された個人

（入会）

第7条 会員になろうとする者は、正会員1名以上の紹介により入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、第28条の規則の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（資格の変更）

第9条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

（会員の権利）

第10条 会員は、本会が刊行する学会誌のその他刊行物の優先的配布を受けるほか、本会が主催する事業に参加することができる。

2 会長は、会員が会費を6か月以上滞納したときは、前項に定める会員の権利を停止することができる。

（会員の資格の喪失）

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき

（除名）

第12条 会長は、会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

第4章 役員等

（役員）

第13条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 20名以上40名以内、内1名を会長、1名を副会長とする。
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、会長及び副会長は理事となる。

2 会長及び副会長は、第28条の規則の定めるところにより、正会員の中から選任する。

(役員職務)

第15条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して総会の権限にかかる事項以外の事項を決議し、執行するほか、常務理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任することができる。

4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査するほか、理事会に出席することができる。ただし議決に加わらない。

(役員任期)

第16条 会長及び副会長の任期は2年とし、原則として、ともに再任を認めない。ただし、第28条の規則により、再任のための例外規定を設けることができる。

2 理事及び監事の任期は2年とし、再任されることができる。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第17条 会長は、役員に本会の役員としてふさわしくない行為があったとき又は特別の事情があるときは、理事会の議決を経て、総会の議決に基づきこれを解任することができる。

(委員会)

第18条 本会は、会務の運営又は第5条各号に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会において決定する。

3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(事務局)

第19条 本会に、会務を処理するため事務局を設ける。

第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、第6条第1号の正会員をもって構成する。

(招集)

第21条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 会長は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上から請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

(議決事項)

第22条 総会では、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) その他理事会が必要と認めた事項

(議決)

第23条 総会は、正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

2 議決権の行使は、書面をもって、他の出席正会員に委任することができる。

3 前項による委任は出席とみなす。

第6章 会計

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑則

(会則の変更)

第26条 この会則を変更しようとするときは、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第27条 本会を解散する場合は、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければなら

ない。

(規則)

第28条 この会則の施行に必要な規則は、理事会が定める。

附則

(会計等に関する経過措置)

第1条 本会の設立当初の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、2003年2月15日から2004年3月31日までとする。

(会員等に関する経過措置)

第2条 設立総会前に法と経済学会設立発起人会によって正会員及び賛助会員として認められた者は、第7条の規定にかかわらず、本会の設立と同時に、それぞれ正会員及び賛助会員になるものとする。

(役員等に関する経過措置)

第3条 本会の設立当初の役員及びその任期は、第14条第2項、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事(会長)	浜田	宏一	(任期2004年3月31日まで)
理事(副会長)	森島	昭夫	(任期2005年3月31日まで)
			(但し、副会長職は2004年3月31日まで)
理事(副会長)	八田	達夫	(任期2005年3月31日まで)
理事	青木	昌彦	(任期2005年3月31日まで)
理事	阿部	泰隆	(任期2005年3月31日まで)
理事	安念	潤司	(任期2005年3月31日まで)
理事	伊藤	秀史	(任期2005年3月31日まで)
理事	井堀	利宏	(任期2005年3月31日まで)
理事	岩崎	政明	(任期2005年3月31日まで)
理事	宇佐美	誠	(任期2005年3月31日まで)
理事	内田	貴	(任期2005年3月31日まで)
理事	太田	勝造	(任期2005年3月31日まで)
理事	落合	誠一	(任期2005年3月31日まで)
理事	金本	良嗣	(任期2005年3月31日まで)
理事	河上	正二	(任期2005年3月31日まで)
理事	川濱	昇	(任期2005年3月31日まで)
理事	神田	秀樹	(任期2005年3月31日まで)
理事	岸本	哲也	(任期2005年3月31日まで)
理事	久米	良昭	(任期2005年3月31日まで)
理事	倉澤	資成	(任期2005年3月31日まで)
理事	古城	誠	(任期2005年3月31日まで)
理事	小林	秀之	(任期2005年3月31日まで)
理事	鈴木	興太郎	(任期2005年3月31日まで)
理事	田中	成明	(任期2005年3月31日まで)
理事	棚瀬	孝雄	(任期2005年3月31日まで)
理事	常木	淳	(任期2005年3月31日まで)
理事	林田	清明	(任期2005年3月31日まで)
理事	樋口	美雄	(任期2005年3月31日まで)
理事	深尾	光洋	(任期2005年3月31日まで)
理事	福井	秀夫	(任期2005年3月31日まで)
理事	福島	隆司	(任期2005年3月31日まで)
理事	細江	守紀	(任期2005年3月31日まで)
理事	増井	良啓	(任期2005年3月31日まで)
理事	松浦	好治	(任期2005年3月31日まで)
理事	松村	敏弘	(任期2005年3月31日まで)
理事	宮澤	節生	(任期2005年3月31日まで)
理事	八代	尚宏	(任期2005年3月31日まで)
理事	柳川	範之	(任期2005年3月31日まで)
理事	矢野	誠	(任期2005年3月31日まで)
理事	山崎	福寿	(任期2005年3月31日まで)
監事	畠中	薫里	(任期2005年3月31日まで)
監事	松浦	以津子	(任期2005年3月31日まで)

(役員任期に関する経過措置)

第4条 2007年度に新任された副会長の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、3年とする。

第5条 2009年度に選任された理事及び監事の任期は、第16条第2項の規定にかかわらず、1年とする。